





THE ROYAL EXPRESS



THE ROYAL EXPRESS
DISCOVER SHIZUOKA · FUJI



SHIZUOKA · FUJI CRUISE TRAIN

THE ROYAL EXPRESS



美しさ、煌めく旅。

Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates



THE ROYAL EXPRESS SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

DISCOVER SHIZUOKA・FUJI

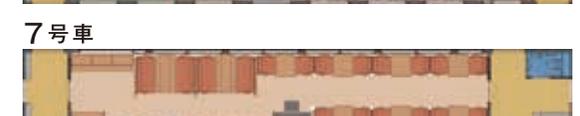
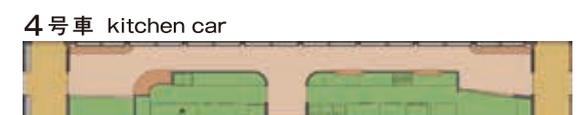


THE ROYAL EXPRESS

人生に彩を添える舞台 THE ROYAL EXPRESS



THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレイン 車両編成



ライブラリー【8号車】

本棚のほかに書齋として利用できるデスクを配したライブラリーは、シックで落ち着いた車両。床には細かい寄木を施しています。一人だけの贅沢なひとときや、お客さま同士のふれあいのときなど、くつろぎの空間をご堪能いただけます。



ダイニングカー【6号車】

組子などの伝統工芸やステンドグラスなどが各所に散りばめられた明るく贅沢なダイニングカー。ヴァイオリンとピアノの生演奏やコース料理をお楽しみいただきながら、車窓からの景色をご堪能いただけます。

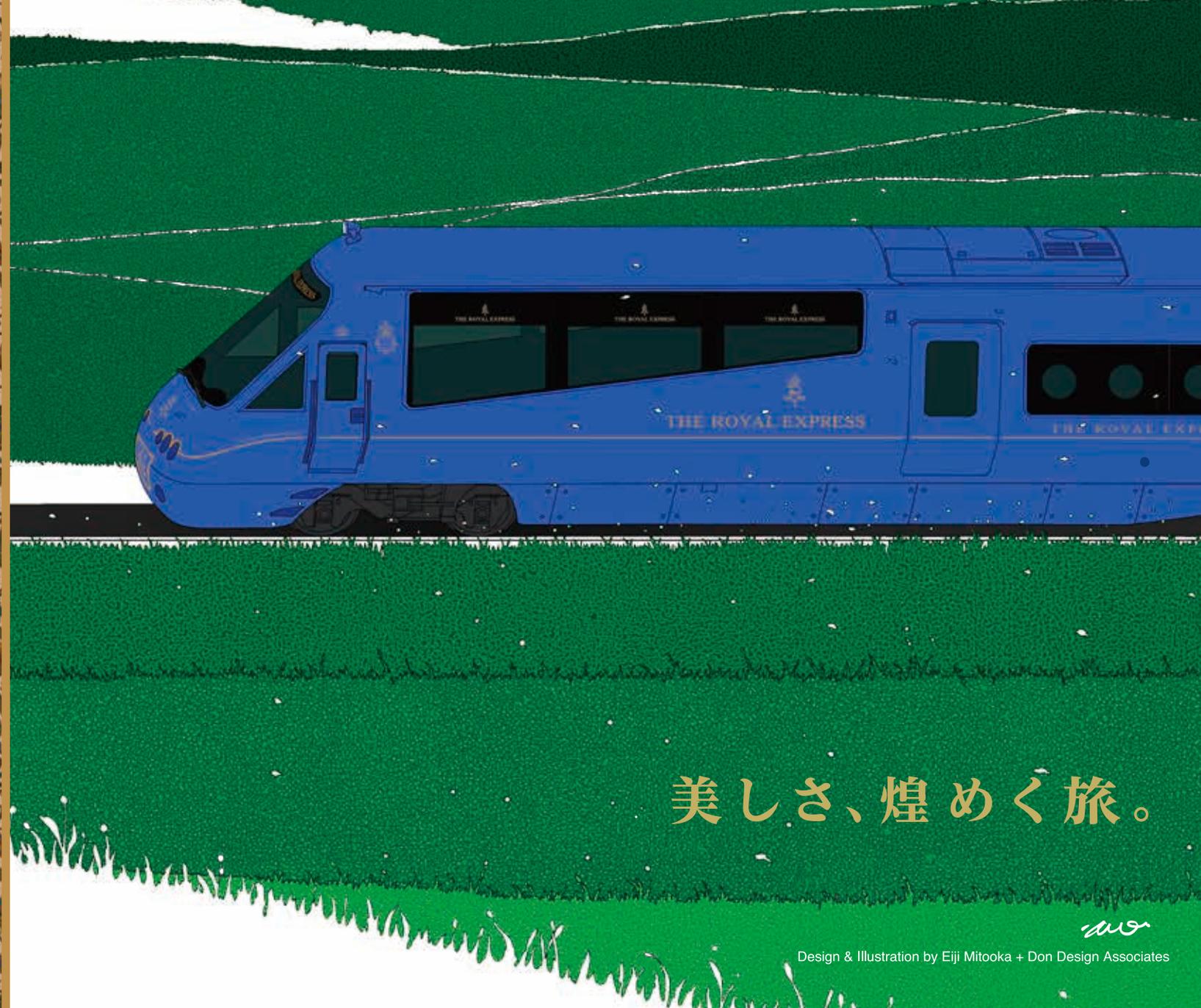


ダイニングカー【5号車】

ウォールナットを使用したシックな空間で食事と音楽を堪能できるダイニングカー。電気鑄造技術を使った金色のパネルを配した壁のトイレや、カーテンで仕切れる化粧台も完備されております。



THE ROYAL EXPRESS



美しさ、煌めく旅。

mitooka

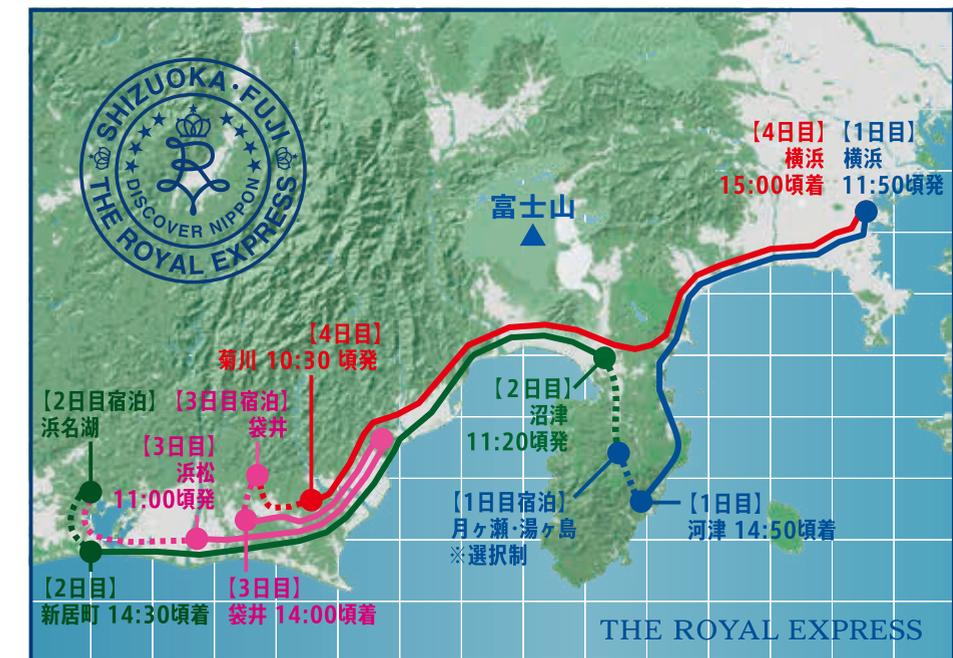
Design & Illustration by Eiji Mitooka + Don Design Associates

DISCOVER SHIZUOKA・FUJI



THE ROYAL EXPRESS

- ・出発地・到着地／横浜駅
 - ・ご宿泊先／1泊目:おちあいろう または 雲風々
2泊目:KIARAリゾート&スパ浜名湖
3泊目:葛城北の丸
 - ・食事回数／朝3回・昼4回・夕3回
 - ・添乗員／同行いたしません、クルーがご案内いたします。
 - ・募集人員／14組 最大28名
 - ・最少催行人員／16名
 - ・ご注意とご案内／お申込みは中学生以上のお客さまに限らせていただきます。
 - ・バス会社／伊豆箱根バス株式会社
- 出発日およびご旅行代金
2025年5月23日(金)、5月30日(金)、6月6日(金)、
6月13日(金)、6月20日(金)出発



	1泊目 選択制	2泊目 KIARAリゾート&スパ浜名湖	3泊目 葛城北の丸	設定 客室数	ご旅行代金(お1名様あたり)税込	
					2名1室利用	1名1室利用
A	月ヶ瀬温泉 雲風々 本館または離れスイート	スーペリアルーム	ツイン(ガーデン)	7	790,000円	1,150,000円
B	おちあいろう 和洋室 ※6/13(金)のみ和洋室または和室	スーペリアルーム	ツイン(ガーデン)	6	790,000円	1,150,000円
C	おちあいろう 露天風呂付客室	デラックスルーム	ツイン(ガーデン)	1	870,000円	—

*3名様、4名様でのお申込みは2部屋利用となります

第1章



蛍の夕べ

自然環境で育まれた天城の源氏蛍。地域の方々が守り続けている幻想的な初夏の美しい情景を川沿いのせせらぎとともにゆっくりとお楽しみください。
(天候または生息状況により見れない場合がございます)



悠久の刻を刻む伊豆の名宿



おちあいろう



雲風々



1日目昼食(車内)
Hermaïon 稲元 亘

クラシックをベースに日本の旬と食材を大切にしながらフランス料理の文化と懐の深さを表現。美しさと巧みな技術が重なる本格派フレンチを車内でお楽しみください。

写真は全てイメージです

1日目
食事/
昼・夕

ウェルカムセレモニー
横浜ラウンジ

11:50頃発

横浜駅

列車内昼食

14:50頃着

河津駅

専用バス

宿泊施設(※)

※宿泊施設は「おちあいろう」または「雲風々」

THE ROYAL EXPRESS
ザ・ロイヤルエクスプレス
専用バス

横浜駅を出発し、いよいよ静岡・富士クルーズトレインの旅が始まります。1日目は碧く煌めく伊豆半島の旅。昼食はフレンチの名店「エルマイヨン」。静岡の食材を使い、どこか優しい本格フレンチをお楽しみいただけます。車窓には相模湾など碧く煌めく海岸線を列車は駆け抜けます。ご宿泊は伊豆の名宿「おちあいろう」または「雲風々」からお選びいただけます。この時期ならではの天城のほたる観賞もお楽しみください。



DISCOVER HAMAMATSU・ARAI-CHO・LAKE HAMANA

浜松・新居町・浜名湖



第2章



2日目昼食(車内) 鰻処 うな正 伊藤 正樹

南アルプスの伏流水が流れる大井川で、養殖された共水うなぎは「幻のうなぎ」とも称されている逸品。美味を追求した浜松の名店「鰻処 うな正」の味をご堪能ください。

HAMAMATSU UNAGI

浜松・浜名湖

静岡を代表する景勝地「浜名湖」。古来から遠江として知られ、遠州灘沿岸と一体となった美しい自然景観、そして旧東海道などが通る歴史的景観、風光明媚な美しい湖とともにゆったりとお過ごしください。



浜名湖

弁天島

2日目 食事/ 朝・昼・夕



沼津駅を出発し、東海道をTHE ROYAL EXPRESSは駆け抜けます。雄大な富士山を眺めながら、静岡の街並みに伝統と歴史を感じながら旅は進んでいきます。昼食は幻の鰻といわれる共水うなぎの名店「鰻処 うな正」。静岡でしか味わえない味をお楽しみください。そして東海道の宿場町新居町へ。宿泊は浜名湖に面した「KIARAリゾート&スパ浜名湖」に宿泊。夕暮れの幻想的な浜名湖の絶景とともにゆっくりとお過ごしください。



第3章



駿河湾からの贈り物
「サスエ前田魚店」前田尚毅
with TEAM MAEDA

魚の街「焼津」で創業60年、国内外のシェフたちが魚を切望する「サスエ前田魚店」。前田氏と予約困難な静岡を代表するシェフ達がオンリーワンの料理を皆さまにお届けいたします。TEAM前田がお届けする静岡にしかない食の饗宴をTHE ROYAL EXPRESSで存分にお楽しみください。

世界農業遺産
静岡茶草場農法



静岡の車窓に広がる茶畑。ひと手間かけたお茶作り。茶園に敷く草を刈り取る茶草場農法は世界農業遺産にも認定されている伝統的な農法。静岡ならではの茶を車窓とともに楽しみください。



写真は全てイメージです

3日目
食事 /
朝・昼・夕



3日目のTHE ROYAL EXPRESSは静岡の海の恵みを存分に楽しんでいただく旅。魚の街「焼津」で創業60年、国内外のシェフたちが魚を切望する「サスエ前田魚店」。焼津でしか味わえない獲れたてのオンリーワンの魚をお届けいたします。宿泊は遠州の奥座敷にある葛城北の丸。ゆったりと心と身体を解き放つ、格別な時間をお過ごしください。





DISCOVER TOKAIDO

東海道



THE ROYAL EXPRESS

フィナーレ



フィナーレ ～美しさ煌めく、旅～

青い空、碧い海、清らかな川、そして雄大にそびえる富士山。旅の想いを馳せながら、これからも続く美しさ煌めく旅へ。

4日目 食事/ 朝・昼

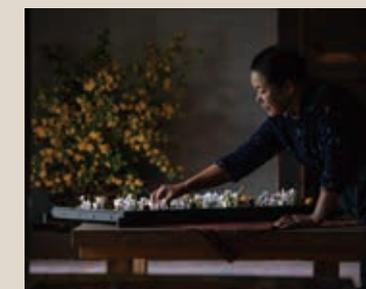


静岡・富士クルーズのフィナーレ。THE ROYAL EXPRESSは菊川駅を出発し横浜へ。昼食は名店「羅漢」の絵画のように彩られたお料理をお届けいたします。雄大な富士山、碧く煌めく海、川の清流、青い空、旅の彩りとともに美しさ煌めく旅に想いを馳せていく。人生の煌めきを感じて。



世界農業遺産 静岡水わさび

世界農業遺産に登録されている静岡の水わさび。年間を通じて13℃前後の湧水が豊富に湧き出しているため、収量・品質ともに日本一。清流の恵みと人智の結晶の水わさびをお楽しみください。



4日目昼食(車内) 羅漢 加藤 敦子

1日1組限定の名店「羅漢」の加藤敦子氏が車内で心を込めて腕を振ります。移ろう季節を表現した絵画のような盛り付けと、こだわり抜いた味覚をお楽しみください。

写真は全てイメージです



宿泊のご案内



おちあいろう

明治7年創業。当時の最高峰の匠の技によって作り上げられた登録有形文化財。意匠を凝らした装飾とともに雄大な山々と溪流のせせらぎに包まれ、ゆったりと流れるときに心身ともにお寛ぎください。



雲風々

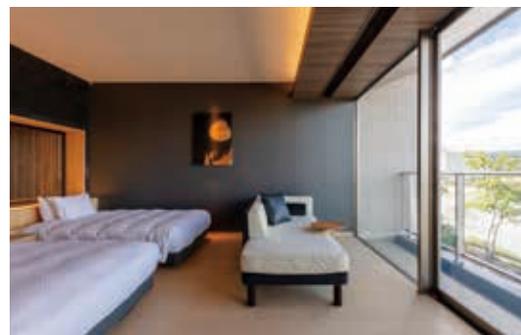
狩野川沿いの自然豊かな環境で寛ぎと安らぎを感じ、贅沢を味わえる時間と空間を備えた和モダン。ゆったりと自由な時間をお過ごしください。



KIARA

リゾート&スパ浜名湖

いつ訪れても新しい発見と喜びを感じ、自然の恵みを心ゆくまで。心と身体、精神の調和と活性を感じながらゆったりとお過ごしください。



葛城北の丸

かつて遠江の国と呼ばれた静岡・遠州。伝統美と現代の感性が響きあう日本の美しい宿で、ゆったりと心と身体を解き放つ、格別な時間をお過ごしください。



デザイナー

水戸岡 鋭治 ミトオカエイジ

ドーンデザイン研究所主宰

Eiji Mitooka

建築・鉄道車両・グラフィック・プロダクトなど、さまざまなジャンルのデザインを行っております。車両や関連施設のデザインは鉄道ファンの枠を超えて広く注目を集め、プルネル賞、ブルーリボン賞、日本鉄道賞、毎日デザイン賞、菊池寛賞など受賞しております。「THE ROYAL EXPRESS」では、車両デザインのほか「THE ROYAL LOUNGE/CAFE」、「THE ROYAL BUS」、「THE ROYAL HOUSE」を手掛けています。



音旅演出家®

大迫 淳英 オオサコジュンエイ

ヴァイオリニスト

Junei Ohsako

「旅と音楽の融合」をテーマに、音旅演出家としてTHE ROYAL EXPRESSの旅の魅力をプロデュース。THE ROYAL EXPRESSのテーマ曲を演奏するヴァイオリニストとして、列車の旅に感動をもたらし、記憶に残る華麗な旅を提供。美しく煌めく情景をお客様そして地域に寄り添う音楽で表現し、旅を彩ります。



ご挨拶



東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
丹羽 俊介

静岡は美しい自然と豊かな歴史・文化が息づく地であり、東部、中部、西部がそれぞれに独自の表情と、多様な魅力を持っています。「THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズ」では、静岡の魅力を存分に堪能していただきたいという想いで、東急株式会社様とともに至高の時間をお過ごしいただけるプランをご用意いたしました。この特別な列車の旅が、皆様の心に残る素敵な思い出のひとつになることを心から願っております。



東急株式会社
取締役社長
堀江 正博

THE ROYAL EXPRESS は、地域の皆さまと共に、静岡の素晴らしさを多くの方々にお届けいたします。静岡の素材を独創的な技で仕上げたお料理、音楽の生演奏、車内クルーのおもてなしを通じて、おひとりおひとりの大切な旅のお手伝いをいたします。世代、地域を超えた出会いや、静岡の懐かしさと新しさを記憶に刻んでいただきたいと思っております。乗車の前から旅は始まります。記憶に残る「美しさ、煌めく 旅。」をお楽しみください。

～安心してご旅行をしていただくために～



ご旅行前後の新幹線のご案内

THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレインではご旅行前後の新幹線のご手配をお受けいたします。ご旅行にご参加確定後改めてご案内させていただきます。

DISCOVER NIPPON
THE ROYAL EXPRESS SHIZUOKA・FUJI CRUISE TRAIN

「国内旅行傷害保険」付旅行

- ・THE ROYAL EXPRESS 静岡・富士クルーズトレインは「国内旅行傷害保険」付旅行となっております。
- ・保険金のお支払いは国内旅行傷害保険約款、特約に基づきます。

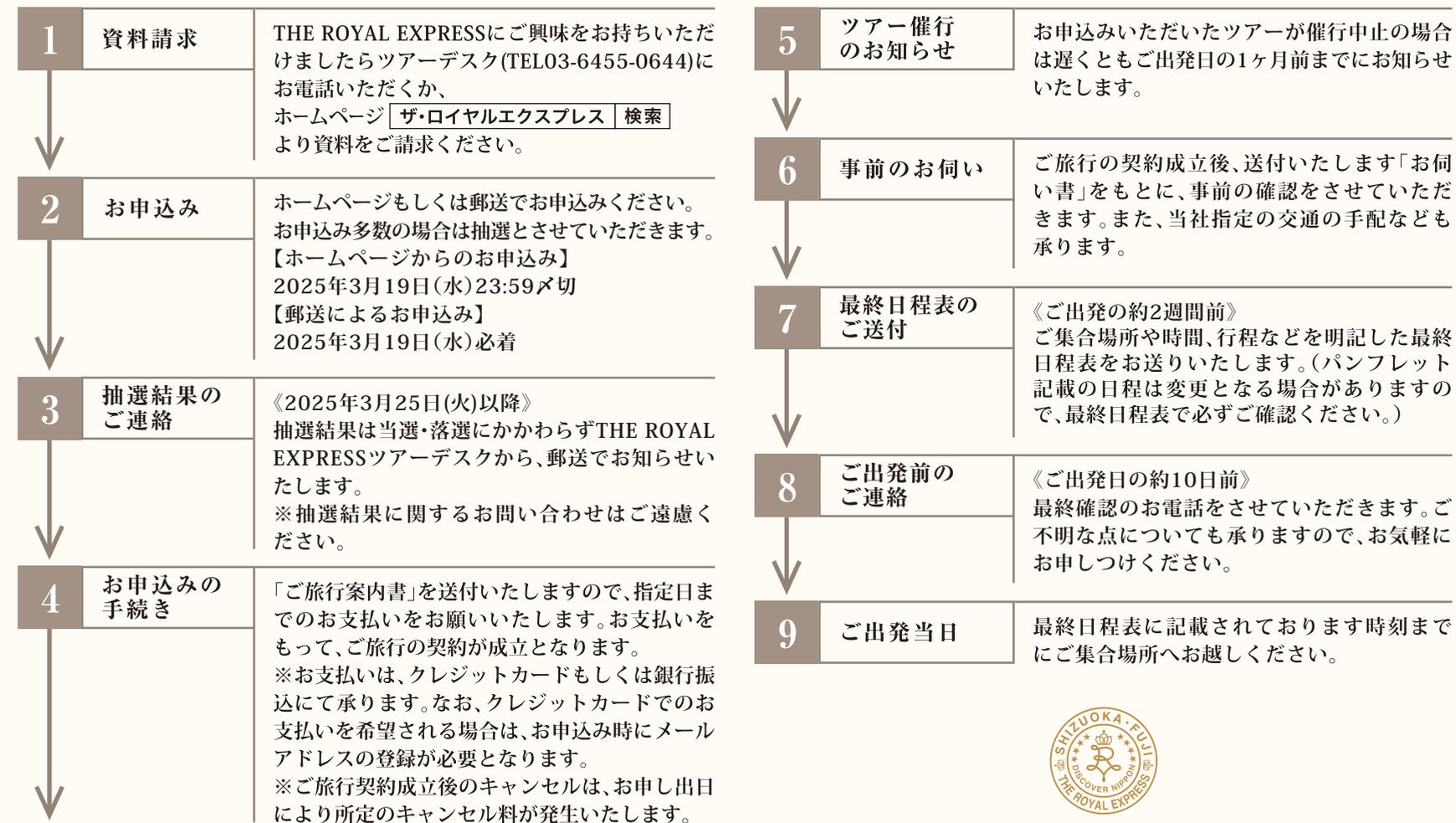
詳しい保険の内容は「<https://www.the-royalexpress.jp/hoken.pdf>」からご覧になれます。

【取扱代理店】東急保険コンサルティング株式会社

【引受保険会社】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



お申込みから出発までの流れ [2025年5月～6月出発]



THE ROYAL EXPRESS

ご利用に際して ご注意とご案内 お申込み前に必ずお読みください。

この旅行は東急(株)(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型旅行契約を締結することになります。

お申込みについて

- ①このツアーのご利用は中学生以上(ご出発日時)のお客さまに限らせていただきます。
- ②18歳未満のお客さまのみでご参加の場合は保護者の同意が必要です。
- ③お申込み多数の場合は抽選となります。抽選結果のご連絡はお申込み者さまにいたします。
- ④1回のお申込みで最大4名様までお申込みいただけます。5名様以上でのお申込みの場合は、お問い合わせください。
- ⑤重複でのお申込みはご遠慮ください。重複の場合、お申込みが全て無効となります。
- ⑥ご旅行契約成立後にやむを得ずお客さまが交替になる場合は、手数料として10,000円/人(税込)をいただきます。旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客さまの当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。また、当社は交替をお断りすることがあります。なお、お客さま全員が交替となる場合につきましてはお取消し扱いとさせていただきます。
- ⑦アレルギー対応につきましては、予めツアーデスクにご相談ください。対応できない場合もございます。
- ⑧健康を害している方、車いすなどの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、妊娠中の方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方、その他特別な配慮を必要とされる方は、お申込みの際にその旨をお申し出ください。
※当社は、可能かつ合理的な範囲でご対応させていただきます。
※ご旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者や同伴者の同行、医師の診断書の提出をお願いさせていただく場合がございます。

旅行代金について

- 旅行代金には旅行日程に明示した全行程の鉄道運賃・料金、列車内サービス、食事代、列車内での飲料代金、当社が定めた宿泊施設における宿泊料金、専用車の料金、荷物託送代金、観光に関わる料金(フリー観光などの一部を除く)および消費税等を含みます。ただし出発地まで、および解散地からの交通費、クリーニング、電話料金、追加飲食代など個人的性質の諸経費、およびそれに伴う税・サービス料は含まれません。

ショッピングについて

- 観光地でのショッピングにつきましては、お客さまご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますので商品の確認などを必ず行ってください。

取消し等について

- ご旅行の取消しは、「THE ROYAL EXPRESSツアーデスク」の営業時間内に限り、お電話で受け付けます。お申し出日より取消料が発生いたします。
※営業時間を変更する場合は、ホームページでご案内いたします。

- ご出発日、客室タイプ、コースの変更は一旦取消しとなり、取消料対象日にあたる場合は取消料が発生します。また改めて予約の際、満室等で予約できない場合がございます。
- ご同行者がキャンセルとなり、お一人様のみでの参加となる場合は、1名様分のキャンセル料金の他に「1名様利用の場合の旅行代金」が適用となり、旅行代金の差額が必要となります。

列車内・旅先での服装について

- 列車内はスマートカジュアルのご着用をおすすめします。
- 観光地での服装につきましては旅のガイドをご確認ください。

行程について

- 交通機関の遅延、不通、経路変更、悪天候や自治体の要請、安全を踏まえた鉄道事業者からの要請等の事由により、旅行日程の変更、目的地や滞在時間の短縮、観光地の変更や削減、列車の運休に伴うバス等での運行となる場合がございます。その場合、旅行契約上の責任は負いかねますが、当初日程に従った旅行サービスをご提供できるよう努力いたします。

その他

- 車内ではお持ち込みの飲食物をお召し上がりいただけません。
- お客さまのご都合で行程の一部をご利用されなくても返金はいたしかねます。
- ペットの同伴はご遠慮ください。
- インターネットオークション等での第三者への権利譲渡や転売はご遠慮ください。転売等の行為があった場合、旅行契約の締結をお断りする場合がございます。
- 旅行を安全かつ円滑に実施するため、契約時または出発当日に身分証明書等でご本人確認させていただく場合があります。
- 各種割引は適用できません。
- 商用目的の取材・撮影は事前にお申込みいただき、当社の許可を得たうえでご参加ください。
- 記載の観光・イベントの内容・期間は予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。
- 当パンフレットに掲載の写真およびイラストはすべてイメージです。
- 掲載の風景写真は、時期・気象状況により実際と異なる場合がございます。
- 行程内の時刻は変更となる場合がございます。
- 当パンフレットの情報は2025年2月現在のものです。
- ご旅行条件は本冊子の旅行条件書をご確認の上、お申込みください

THE ROYAL EXPRESS

国内募集型企画旅行条件書

※申し込みの際は必ずこのご旅行条件書を十分にお読みください。

(この書面は、旅行業法第12条の5による取引条件説明書書面、及びこの書面のとおり旅行契約が締結された場合は第12条の5により交付する契約書面の一部になります。)

1.募集型企画旅行契約

(1)このご旅行は、東急株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結(以下「旅行契約」といいます)することになります。

(2)書面についてはお募集広告、パンフレット類(日程表を記載)、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)になります。

(3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程表に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を行うことができるように、手配及び旅程管理を行うことを受けます。

2.旅行の申し込みと旅行契約の成立

(1)当社所定の旅行申込書(以下「お申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、下記(4)のお申込金(お一人様につき)又は旅行代金の全額を添えて申し込みたいできます。

(2)お申込金は旅行代金、取消料、又は予約料の一部又は全部として取扱います。

当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けることがあります。この際、ご予約の時点では、契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した翌日から起算して3日以内(または当社が定める期間内)にお申込書の提出とお申込金の支払いを行っていただきます。この期間内にお申込金の支払いがなされない場合は、当社は申し込みがなかったものとして取り扱います。

旅行代金	お申込金
3万円未満	6,000円
3万円以上6万円未満	12,000円
6万円以上10万円未満	20,000円
10万円以上15万円未満	30,000円
15万円以上	旅行代金の30%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。

(4)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し本項(3)のお申込金を受領したときに成立するものとしませ。

(5)当社提携クレジットカード(以下併せて「提携会社のカード」といいます)の会員(以下「会員」といいます)より、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みを受け会員の署名なくして旅行代金等の当社に対する金銭債務(以下「旅行代金等」といいます)の支払いを受けると(以下「通信契約」といいます)により旅行契約を締結する場合は通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

①契約成立は電話の場合は当社が承諾をした際に、その他の通信手段による場合は当社が承諾する通知を発した時とします。

②「カード利用日」とは旅行代金等の支払いまたは払い戻しの債務の履行をすべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。

③与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードで支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、第13項の取消料と同額の予約料を支払います。ただし、当社が別途指定する日までに現金により旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

(6)団体・グループ契約

①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定めて申し込みんだ募集型企画旅行契約の締結には、本項(6)の②～⑤の適用を適用します。

②当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行契約に関する取引は、当該契約責任者との間で行われます。

③契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

④当社は、契約責任者が構成員に対して現に負う、又は将来負う事が予測される債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。

⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が専任した構成員を契約責任者として扱います。

3.申し込み条件

(1)18歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点が15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、申し込みをお断りすることがあります。

(3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障障害のある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮が必要とする方は、申し込みの際に、身体に特別な配慮が必要になる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状況になった場合にも直ちにお申し出ください)。あらためて当社からご案内いたしますので旅行中に必要となる措置を具体的に申し出してください。

(4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面でそれをお申し出いただくことがあります。

(5)当社は、旅行者の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を要する等等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の自己負担となります。

(6)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診察又は加療を必要と判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとることがあります。これらによる一切の費用はお客様のご負担となります。

(7)お客様のご都合により別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお断りすることがあります。

(8)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたときは、ご参加をお断りする場合があります。

(9)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10)お客様が当社に対して暴力又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11)お客様が風説を流布したり、偽計や虚偽を用いて当社の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為又はこれらに準じる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
(12)その他当社の業務上の都合があるときには、申し込みをお断りする場合があります。

4.契約書面
(1)当社は、契約の成立後速やかに、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます)をお渡しいたします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。
(2)旅行契約が成立した場合、この旅行条件書は契約書面の一部となります。当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することによります。

5.確定書面(最終日程表)の交付

(1)契約書面において旅行日程または運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目)における以降の申出の申し込みに関しては旅行開始日)まで、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます)をお渡しいたします。この場合、当社が手配し、旅程を管理する旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載することになります。
(2)本項(1)の場合において、手配状況の確認を希望する方がお問い合わせがあった時は、確定書面の交付前であっても当社が手配状況についてご説明いたします。

6.旅行代金のお支払い

(1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降に申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が定める期日までににお支払いいただきます。
(2)当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくしてご旅行代金等のお支払いを受けます。この場合は、カード利用日は旅行契約成立日とします。

7.旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上のお子様と、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
(2)旅行代金はパンフレットに表示してあります。出発日ごと利用人数でご確認ください。

8.旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金(コースにより等級が異なります。別途明記する場合は除き普通席となります。)、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料等。
(2)添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心づけを含みます。
(3)パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」して明示したものの費用。

本項(1)～(3)についてお客様ご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

9.旅行代金に含まれないもの

前第8項の他旅行代金に含まれません。その一例を示します。

- 超過手荷物料金(各種輸送機関で定めた重量・大きさ・個数を超える分について)
- フリーング代、電報電話等通信料金、追加飲食費等個人的性質の諸経費及びそれに伴う税・サービス料金
- 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」【お客様負担】等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- 別途書面により1人部屋を使用される場合の追加料金
- 希望者のみ参加する別途料金のオプションツアー等の経費
- ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費
- 任意の旅行傷害保険料

10.旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当該旅行の内容にさらなる運送サービスの変更、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様さまにあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他の企画旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11.旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときはその改訂分だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にその旨をお客さまにご連絡いたします。

(2)当社は、旅行の実施に要する費用の減少を要う契約内容の変更又は前項の規定に基づく旅行の実施に要する費用(契約内容の変更に伴い発生する取消料、予約料その他必要経費を含む)の増加に伴う契約内容の変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等座席、部屋その他の設備の不具合が発生したことによるもの)を除くときは、当社は変更差額分だけ、旅行代金を変更することがあります。

(3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行の契約成立後、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金を変更することがあります。

12.お客様との交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費を申し受けます。なお、契約上の地位の譲渡は当社が承諾した時に効力を生ずるものとし、以後、契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとしませ。

13.お客様による旅行契約の解除

(1)お客様はいつでも次に定める取消料(お一人様につき)をお支払いいただいて旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み直後の営業時間内にお受けします。この場合、既に受領している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引払い戻しいたします。通信契約を締結した場合、当社は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から予約料の支払を受けたい差額を直接払戻しいたします。

(4)旅行開始後当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様より理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。この場合、お客様のうちお客様がご来日されたその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、予約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社が指示しない進路、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行等による旅行行程の急迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
③お客様が第3項(9)(10)(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。

④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。また、上記①及び④の場合により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るための必要手配を引き受けます。

旅行契約の解除日	取消料
①21日以前にあたる日以前の解除(当日旅行にあたる日は15日目)	無料
②20日以前にあたる日以降の解除(当日旅行にあたる日は10日目) (③～⑥を除く)	旅行代金の20%
③7日目にあたる日以降の解除 (④～⑥を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
⑥旅行開始日後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

旅行契約の解除日	取消料
①6日目にあたる日以前の解除	無料
②5日目にあたる日以降の解除 (③～⑤を除く)	取消人員が14名以上の場合 無料 取消人員が15名以上の場合 旅行代金の20%
③3日目にあたる日以降の解除 (④～⑤を除く)	旅行代金の20%
④旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

当社の責任とならぬいローンの取扱上の上記のようになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。また、旅行代金が期日までに支払われなときは、当社は当該旅行の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものととし、上記の料金で予約料を支払います。

(3)お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。

- 契約内容の変更が第21項の表(中)(1)～(8)に掲げる項目その他の重要な旅行内容の変更であるとき。
- 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、別途定める期日までに確定書面を交付したとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- 旅行開始後
 - お客様が旅行開始後より途中で契約を解除又は一時断絶された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - お客様さまの責に帰さない事由により契約書面、又はパンフレットに記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは(1)の規定によらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領できなかった部分分受領することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができる部分分を受領した金額をお客様に払い戻します。ただし、当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料・予約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14.当社による旅行契約の解除

(1)お客様が当社所定の期日をもって旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは前項の取消料に相当する額の予約料をお支払いいただきます。

(2)旅行開始前当社は、次に掲げる事由が生じた場合において、お客様より理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。

- お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加者の条件を満たしていないと判明したとき。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様さまに迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき認められたとき。
- お客様が第3項(9)(10)(11)のいずれかに該当することが判明したとき。
- お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなくなったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- スキーを目的とする旅行における必要な積雪量等の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが無効になる等、会員が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を、クレジットカード会社のカード会社規約に従って決済することができなくなったとき。
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受領している旅行代金(あるいは申込金)から前項の取消料相当額の予約料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から予約料の支払を受けたい差額を直接払戻しいたします。

(4)旅行開始後当社は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様より理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。この場合、お客様のうちお客様がご来日されたその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、予約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻しいたします。

①お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社が指示しない進路、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行等による旅行行程の急迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

③お客様が第3項(9)(10)(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。

④天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。また、上記①及び④の場合により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様のご負担で出発地に戻るための必要手配を引き受けます。

(5)お客様が第3項(9)(10)(11)までのいずれかに該当することが判明したとき。

15.旅行代金の払戻し

当社は、第11項により旅行代金を減額した際、又は上記の当社あるいはお客様による旅行契約の解除において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。但し、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して、取消料、予約料その他のの名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。

16.旅行料金の管理

(添乗員同行プラン)

当社は、お客様に対し次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力いたします。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

(1)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあるとき認められたときは、旅行契約の内容に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を変更させていただきます。

(2)前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。また変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力いたします。

17.当社の指示

個人旅行プラン等添乗員が同行しない旅行、あるいは添乗員が同行しない旅行においては、お客様が旅行サービスの提供を受けられるために必要なクープン券を発行前にお渡しいたしますので、旅行サービス提供を受けた後の手続では、お客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を要する事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様が行って頂きます。この場合、変更に伴い追加される費用はお客様の負担となります。

18.添乗員

(1)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明記します。

(2)当社は、旅行の内容についてお客様その他の者を同行させて、第16項に掲げる業務その他当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせることがあります。

(3)本項(1)の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は8時から20時までとします。

19.当社の責任及び免責事項

(1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内当該過失に対して通知があったと認められたときを除き、お客様が、手荷物について生じた損害(その内容については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に当社に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社が故意又は重大な過失が生じた場合はこれを除く)として賠償いたします。

- 天災地変、戦乱、暴動又はこれらにより生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生した損害
- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなくなったとき。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日曜日旅行については3日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨を通知します。
- スキーを目的とする旅行における必要な積雪量等の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 通信契約を締結した場合であって、会員の有するクレジットカードが無効になる等、会員が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を、クレジットカード会社のカード会社規約に従って決済することができなくなったとき。
- 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に受領している旅行代金(あるいは申込金)から前項の取消料相当額の予約料を差し引いて払い戻しいたします。通信契約を締結した場合は、提携会社のカードにより、所定の伝票への会員の署名なくして予約料の支払を受けます。この場合、当社が解除の通知を行った日をカード利用日とし、既に受領している旅行代金から予約料の支払を受けたい差額を直接払戻しいたします。
- お客様が募集型企画旅行契約に申し出た損害が、お客様さまの故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカダババイン、山小屋宿、ボイスレー、ハングライダー乗降などによるものであるときは、当社は本項(1)の賠償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20.特別補償

(1)当社は、第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規程に定めるところにより、お客様が募集型企画旅行を行う場合に偶発的な偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害についてあらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。

(2)(1)の損害については、当社が第19項(1)の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社の支払うべき賠償金は、当該損害賠償金とみなします。

(3)お客様が募集型企画旅行契約に申し出た損害が、お客様さまの故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動のスカダババイン、山小屋宿、ボイスレー、ハングライダー乗降などによるものであるときは、当社は本項(1)の賠償金、見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

21.旅程保証

(1)当社は、下表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の各号に掲げる変更(運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不具合が発生したことによるもの)を除き)が生じた場合は、旅行代金に両表右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了の日翌日から起算して30日以内にお客様に対し支払います。ただし、当該変更について当社第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合はこの限りはありません。

(2)第13項から第14項までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該賠償金の支払いは、当該部分に係る変更。

(2)下表左欄(1)～(8)の項目につき「1」は、運送機関の場合は「フライト、1乗車、1乗船につき、また宿泊機関においては、1泊につき」、2はご旅行のサービス提供内容の場合は、各変更項目1変更につき、それぞれ1件として数えます。右で同一旅行中の複数の変更の場合は、1件ありの率として適用いたします。又、上記載の率は「旅行開始前に変更通知した場合」、下記記載の率は「旅行開始後に変更通知した場合」です。

(4)本項(1)の規定にかかわらず、当社がお客様さま1名に対してひとつの旅行約款につき支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を乗じて得た額とします。また、お客様1名に対してひとつの旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

(5)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(6)当社は、お客様が同意された場合、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	旅行開始前日に変更通知した場合	旅行開始後に変更通知した場合
(1)契約書面に記載した旅行出発日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2)契約書面に記載した入場する観光地又は施設名(レストラン)を含みます。その他旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
(3)契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより高くなった場合を除きます)	1.0%	2.0%
(4)契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5)契約書面に記載した本旅行の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる場合の変更	1.0%	2.0%
(6)旅行書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
(7)契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他のお客様の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
(8)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

22.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する旅行は、お客様さまが当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、お客様による取消料、予約料その他の支払いの無効にもかかわらず、当社はお客さまに対し損害の賠償を請求します。

(2)お客様は、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の企画旅行契約の内容等についてご理解いただくよう努めてください。

(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領できますよう、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者からお申し出ください。

23.その他

(1)お客様個人的な案内、買い物等を添乗員に依頼された場合それに伴う諸費用、お客様のいび、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入していただきます。

(3)旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(4)旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき